

大阪市指定喫煙所



設置経費等補助金

申請募集のご案内

大阪市では、令和7年1月27日から市内全域で路上喫煙を禁止しております。
路上喫煙対策のひとつとして、新たな喫煙所を確保するため、民間事業者等が
大阪市指定喫煙所設置経費等補助金を活用して新たに整備する**無償で一般に開放さ
れ、誰もが利用できる喫煙所（指定喫煙所）**の募集を実施します。
今回の募集では、喫煙所設置エリアに応じた2種類の募集区分を設定しています。



補助対象	「大阪市指定喫煙所整備にかかる指針」及び「大阪市指定喫煙所指定制度実施要綱」の基準を満たす、大阪市の指定喫煙所として指定又は指定を予定する喫煙所 (募集エリアの範囲内に設置するものに限る)			
募集区分	市内15エリア に設置する喫煙所  詳細はこちら		ミナミエリア に設置する喫煙所  詳細はこちら	
補助率	100%		100%	
補助上限額	設置経費 (新規整備のみ)	1,000万円 (地下施設は2,000万円)	設置経費 (新規整備のみ)	1,000万円
	維持管理経費 ^{※1}	144万円/年 (12万円/月)	維持管理経費 ^{※2} 保守管理費 賃貸料	144万円/年 (12万円/月) 120万円/年 (10万円/月)

※1 喫煙所供用開始日から5年間に限ります。

※2 喫煙所供用開始日から3年間に限ります。

- ・補助の対象となるエリアへの喫煙所の整備数には限りがあるため、本市が定める基準を基に補助金の交付を受けようとする者を選定します。
- ・その他応募条件等の詳しい情報は、上の二次元コードから各募集区分の紹介ページにアクセスしてご確認ください。

公募
期間

令和8年7月13日(月)

10月30日(金)